

社会福祉法人土佐市社会福祉協議会及び土佐信用組合の 見守り活動に関する協定書

社会福祉法人土佐市社会福祉協議会（以下「甲」という。）と土佐信用組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、土佐市において住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、甲と乙が連携・協働し、孤立の防止及び支援の必要な者を把握することにより、地域福祉の向上を図ることを目的とする。

（推進体制及び実施事業等）

第2条 甲及び乙は毎年3月末までに翌年度の推進体制及び実施事業について共有を図るものとし、事業推進担当部署を次の通り定める。

- (1) 甲 社会福祉法人土佐市社会福祉協議会地域福祉課
- (2) 乙 土佐信用組合本店総務部

2 両担当部署は定期的に連絡・協議を行い、事業の推進に努める。

（連携の内容）

第3条 甲及び乙が連携・協力を行う事項は、次のとおりとする。

- (1) 乙の通常の業務活動中に、支援や保護を求められた場合または訪問先などで異変等を発見したときは、業務の支障のない範囲で甲に通報するよう努めるものとする。甲は、通報を受けた場合は、速やかに関係機関と連携し、適切な対応を行うものとする。
- (2) 甲は、乙の行う各種講習等の研修に職員を派遣し、知識と技術の普及を図るものとする。

（免責）

第4条 乙は、前項の規定により実施する事業において、通報を行わなかった場合であっても、その後に生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

2 本協定の履行に際して、甲及び乙並びにその要因に事故が発生した場合は、相手方に帰すべき事由による場合を除き、甲及び乙はそれぞれの自らの責任において当該事故の処理を行うものとする。

（個人情報の保護）

第5条 甲及び乙は、本協定にかかる見守り活動に関して知り得た個人情報を、当該者の了承を得ずに第三者に漏らしてはいけない。この協定書に基づく連携が終了した後においても同様とする。

(協議)

第 6 条 この協定書に定めのない事項またはこの協定書の内容に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議し、決定するものとする。

(有効期限)

第 7 条 本協定は、締結日から発行し、甲及び乙のいずれかから協定の終了の通知があるまでは効力を有するものとする。この通知は、終了前 6 カ月の猶予をもってしなければならない。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため、協定書を 2 通作成し、それぞれの代表者が記名捺印の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 3 年 10 月 29 日

甲 高知県土佐市高岡町乙 3451 番地1
社会福祉法人土佐市社会福祉協議会
会 長 徳永 浩三



乙 高知県土佐市高岡町甲 2137 番地1
土佐信用組合
理 事 長 横山 英生

